阿知須町広報

発行所　阿知須町役場
山口県吉敷郡阿知須町
発行　広報委員会事務局
編集　広報委員会
印刷所　森重印刷所

追加更正総額九千参百七拾万円に

藤村氏議席に復帰なる

六月4日定例会

第四回定例町議会は十一月十日午前九時招集されたが、色々事前協議のため、開会がのび〳〵となり遂に午後二時近く開会された。

先づ会期を一日（後刻一日延期）を決定、町長の挨拶後、一般質問に入るや、岩村議員から「干拓用水路が出来上ると細田方面の飲料水が大変塩からくなるとか、いろいろ不便になるとかいう世論が起きているが町長はこれに対しどう対処されるか」との質問に対し助役から執行部は地元関係者の意見をよく聞き、その上に立ち、県並びに干拓原案通り可決された。

また、去る八月二十七日当検討を要する予地があるので、次議会まで継続審議と決定された以外は全案可決され、十一日午後六時、会期二日間の第四回定例会は閉会された。なお当日上程された議案（標題のみ）及び審議内容の大略結果は次の通り（★印）

議案第七十二号
阿知須町国民健康保険条例設定について
★可決確定

議案第七十三号
阿知須町税賦課徴収条例の一部改正について
★保険税の徴収による改正案で、可決確定。

議案第七十四号
阿知須町報酬及び費用弁償条例一部改正について
★国保運営協議会委員長並びに委員の日当を追加制定されたもの。可決確定。

議案第七十五号
阿知須町教育委員の選任について
★九月三十日付で任期満了となつた佐藤勉氏の再任案で、万場一致で可決

議案第七十六号
阿知須町固定資産評価員の選任について
★次議会まで継続審議決定

議案第七十七号
県町村職員退職手当給与組合規約の一部を改正することについて
★可決確定

議案第七十八号
阿知須町職員定数条例一部改正について
★国保関係職員の増員により三十二名を三十六名に改正。可決確定

議案第七十九号
町長等に関する給与支給条例一部改正について
★財政再建計画中のため一応次議会までに再検討を要するとの事で次議会へ継続審議決定

議案第八十号
阿知須町職員給与支給条例一部改正について
★従来他町村との比率を勘案して暫定手当（本俸の約五分）が加えられていたが今回法の改正により本俸に繰り入れたものと大体同額に改正する案であるが、七十六、七十九、八十一号議案とともに次議会まで継続審議に決定。

議案第八十一号
教育長の給与支給条例一部改正について
★一般職員の給与改正に伴う改正案で、前三議案同様継続審議となる。

議案第八十二号
昭和三十四年度阿知須町一般会計歳入歳出追加更正予算（第一回）議定について。
★財政再建準用団体として認可された中には漁港局部改良事業も含まれているので、今回本年度分として約五百万円が追加されたもの原案どおり可決確定。

議案第八十三号
特別会計の設定について。
★国民健康保険事業の開始による設定定で、可決確定。

議案第八十四号
昭和三十四年度阿知須町一般会計歳入歳出追加更正予算（第一回）議定について。
★財政再建準用団体として中学校備品として同校後援会より寄付採納願が出されたもので、可決確定。

議案第八十五号
寄付採納願について
★校長室備付用椅子セット（二十七万六千七百円）をテーブ・コーダーなど九点
★可決確定。詳細は別稿

議案第八十六号
財産処分について
★可決確定

議案第八十七号
町有財産処分について
★七月定例議会で提案された財産処分のうち、代替地歌川近一氏などの分が削除されたが、今回交渉が妥結したので、これを含めて合計十一町二反二畝二十四歩七十八万五千九百六十円也
可決確定。

議案第八十八号
監査委員の選任について
★議会選出監査員が一名欠員中であつたので、工藤靖夫議員を選任する案で、可決確定。

（第四回臨時会提出）

議案第八十九号
財政再建計画策定について

議案第八十、四号
昭和三十四年度阿知須町国民健康保険事業歳入歳出予算の議定について
★十一月から翌年三月までの予算総額百九十九万七千円が計上され、原案通り可決確定。

議案第八十五号
再議請求について
★万場一致で否決（前議決である除名処分をとり消すこと）決定し、藤村忠明氏の議席への復帰なる。

議案第八十六号
寄付採納願について
★校長室備付用椅子セット（二十七万六千七百円）を中学校後援会より寄付採納願が出されたもので、可決確定。

議案第八十七号
財産処分について
★可決確定

議案第八十八号
監査委員の選任について
★議会選出監査員が一名欠員中であつたので、工藤靖夫議員を選任する案で、可決確定。

（第四回臨時会提出）

議案第八十九号
財政再建計画策定について

町長あいさつ

過ぐる十一月十日定例町議会において相当の議案が決定されましたが、自治庁から帰町後、財政再建計画書を作成し、また前議会からの懸案であつた〝温泉道路北の土地問題〟その他すべて急施を要するものばかりであるので本日議会を招集した次第であります。

町財政建直しという事は町長公約の一つでもあり、その方法については議会からもあらゆる努力を得ましたのであり、その一つとしては可処分財政はなるべく早く売却して高利債を償還することと、一方では地方財政再建促進特別措置法に準ずる再建方法を講ずる事であります。

なお当議会に提案しました地方財政再建促進特別措置法に準ずる再建の事については、去る六月二十日議案第四十五号により申込を決定し、更に六月二十七日上京し自治庁に正式に申込みをしました。そのことに基き七月三十日自治庁から係員が来町し調査がなされたのであります。その結果により町財政再建計画を策定し十月二十五日からその計画に基く事前協議を自治庁で行なつたのであります。

再建計画につきましては当初指示された十年計画で策定し協議をしたのであります。

次に町職員給与に関する件及び固定資産評価員選任の件等については前回より継続審議事項でありまして、何卒御審議の上御決定下さいます様お願いする次第であります。

漁港の改修に着工

二カ年継続事業で

地元漁業関係者は勿論のこと、あまねく町民の多年の念願でもあつた〝漁港改修工事〟は遂に十二月一日着工された。

この改修事業は、数年前即ち前々町長の本定氏の時代からの懸案であつたが、その間資金面その他の事情により現在までその着工の運びに至らなかつたが、十一月十日第四回定例町議会において、本年度工事費五百十万円が計上された追加更正予算が可決された。そして十一月三十日行なわれた入札により甲工区は吉南土建、乙工区は阿知須建設に各々落札、十二月一日遂に着工された。

この工事は二カ年継続事業となるが、総工費二千百余万ちかいについては、去る十月下旬自治庁で行なわれた町財政再建計画に関する協議の中でも大きな値位を占めるため、その決定が危ぶまれていたが、とにかく再建計画のワク内での承認を受けた。総工費のうちには町負担九百五十六万円、国庫補助一、二〇〇万円である如く、負債額約五、六〇〇万円を六年で償還する中において大きな値位を占めていますが、町民の福利増進のためには、校舎増築などと共に最優先的にとりあげられたものである。

なお、工事完了は来年の台風シーズンまでには必至とされているが、竣工の暁には、平均満潮時において二十トン級の貨物船も楽に出入りできることになる。

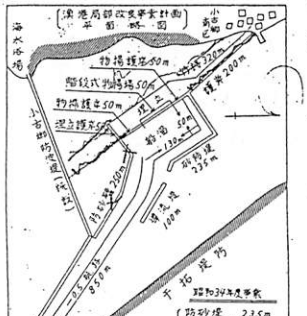
海水浴場
物揚護岸50m
物揚護岸50m
物揚護岸50m
物揚護岸50m
物揚護岸235m
物揚護岸235m
物揚護岸235

町財政再建は6カ年で!!

町財政実態調査

五千六百萬円を確認

温泉売却で光明を見出す

昭和三十三年度決算による赤字額をどうようにして解消し財政再建を行なうか――これについては本年当初より町執行部並びに議会が一体となり自主再建計画を建て、以前の阿知須町の姿に返そうと努力が払らわれていたのであつた。

そこで本年三月、県地方課に本町の財政診断を仰ぎこの結果六千万円近くの赤字額が把握され、これにより自主再建計画を樹立すれば、二十年という長年月を要することになりました。

この年数を要しても、その間事業も出来ず、職員の給料の昇給も出来ない状態であり、また温泉経営も不振にあえぎ、毎日々々赤字が雪ダルマ式に殖えるばかりで、手のつけようもない事態に追いこまれた当時、地方課の指導として〝温泉施設を売却して、なお赤字が残る場合は、再建計画を策定し財政再建に乗り出してはゞ〟との方針が町に示された。

それに基き町は、日夜東奔西走し、温泉施設の売却交渉に当つた。丁度この頃は本町名物の一つ十七夜祭の日でもあつた。祭も一日の態でもあつたが、議会でも高田主事を本町に各々派遣、町財政の実態調査が行なわれ、申込みの時の赤字額が綿密に調査された結果、五千五百九十七万六万円の赤字額が把握され、温泉施設も二千三百五十万で宇部ゴルフ観光株式会社に売却され、結局、赤字額から温泉売却価格を差引いたものの三千二百四十七万六千円について再建年数十年で財政再建を実施して行くことになつた。

そしてその後各方面から種々検討が加えられ阿知須町十年の総合財政再建計画がついにうちたてられ、十月中旬県地方課の審査を受け、同月二十五日、自治庁財政再建課において、最終的な事前協議が十日間にわたり行なわれた結果、本町の財政力からとして十年の再建計画が六年に変更されたのであります。

この時、六年に短縮されたことは確かに頭が痛む思いであつたが、一万町民の福利増進のためには一日も早く再建し得る見とおしがついたことに比べれば、またやむを得なかつた。

早速その場で計画書を作り替え帰町、十一月二十五日第四回臨時町議会に提案承認を得て、即日、県地方課を通じ計画書が提出された。

〝あれから十年たつたかなあ……〟ではありませんが、あのどん底の時は、他の町村は日進月歩する状態の中に、本町は日一日々々と追いつめられていた頃を思い起すたびに、その感激は余りにも大きかつた。

どうか一日も早く計画を終了し、他町村勢を追い抜き、誉つて県内において裕福町村の一つに数えられていた昔に立ちかえるようこの〝財政再建〟という難事業に私達一万町民は全力を傾注し、一万町民は全力を尽そうではありませんか。

政府融資で行財政の健全化を!!

このたび、自治庁に対し準用団体の申し出を行つた市町村は、全国で一〇五団体もありました。

この準用団体は、昭和二十九年度以降に赤字が発生したものが大多数です。地方財政再建促進特別措置法（地財法）が昭和三十年十二月に公布され、この時は昭和二十九年度末の赤字団体に対して、その市町村の財政の健全化を計るために、とられた措置でしたが、今度は、その法律を準用して赤字市村町の行財政の健全化を計ることを目的としてとられた措置により、本町も準用団体となつたわけです。

本町の財政再建における基本方針については、地方自治の本旨に基き町財政の健全性を確保し、能率的な行政を執行し、他市町村並みの行政水準の向上を目途とし、町民全体の福祉の維持向上のために六年にわたる総合計画が策定されたわけです。（総合計画書は次号に掲載いたします。）

計画を遂行するには

一、財政再建の基本方針について

町の行政規模については過去において合併問題があり、また将来起り得ることもあるかもしれませんが、法律に定められた適正な行政規模であるということです。この行政規模の適正の上に立つて、財政再建計画の方針が次のように定められたのであります。

(一)町役場内の行政組織の簡素合理化を検討し、行政能率の向上を計る。

(二)職員配置の合理化、各行政部門における職員数の再検討により事務の能率化を計る。

三予算執行の合理化については、歳出の期別執行計画と期別の資金計画との適合を図り、円滑な運用と合理化をもたる。

二、人件費、物件費の抑制及び節減に関する方針

人件費、物件費は再建計画期間中は一般財源の見込額の範囲内で最少限度に支出するよう努め抑制節減を図る。

寄附負担金、補助金は受益性と必要性の度合を十分勘案して支出するものとし原則として地財法の規定ワク内にとどめる。

三、投資的経費の抑制及び節減に関する方針

国庫補助金、起債その他特別財源を適確に把握し、事業の種別や事業費を調整検討し、純町費支出は再建期間中は一定の財源ワク内で賄う措置を執り、極力抑制を図る。

その他の経費抑制及び節減については、一時借入金は利率の低いものを極力借用することに努める外、その他経費については必要性の度合を十分検討し、努めてこれを抑制して、収支の均衡を得ること。

四、歳入の増収及び確保に関する方針

税については課税関係資料を適確に把握、算集、整備に努むべく調査を行い、適正の向上に最大の努力を払い、完全徴収の確保に徴し税外収入では手数料並びに使用料の類似団体の状況等を勘案して料率の適正を図り、法令に基くものはその最高率を徴収して増収を図ると共に、財産収入、雑収入についても、事務費調査費等を節約して、極力増収確保に努める。

以上の計画に基き六ヵ年の財政再建計画を樹立し、今度この計画に基いて過去の赤字を解消しつゝ将来の財政構造を健全化することを基本として策定したのでありますから、一般財源の自然増による場合と、これに見合う義務は経費その他軽微は支出を除いては、原則として変更を行なわなかつたのであります。

災害その他やむを得ない事情が発生し、この計画により難い場合においても財政再建に支障を招集しない措置を講じて、赤字補塡金の減額による変更は行なわないものとする。

☆　☆　☆

☆　☆　☆

赤字解消計画額　（単位千円）

区分＼年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
年度当初赤字額	55,976	29,276	26,076	19,556	13,036	6,516
赤字解消額	26,700	3,200	6,520	6,520	6,520	6,516
残額	29,276	26,076	19,556	13,036	6,516	0

【上図の説明】

赤字解消計画額は昭和34年度は2,670万円であるが、温泉売却代金2,350万円＋基準解消額3,200万円です。昭和35年度から39年度までは表の解消額が基準解消額で、この計画で赤字を解消し財政の再建を執行してゆくのです。

財政再建のため政府から借入する額は、赤字額から温泉売却代金を差引いた額から昭和34年度基準解消額の2分の1を更らに差引いた額が融資額となるわけで、結局総額は3,087万6千円になります。

第八回戦歿者慰霊祭挙行

日支事変からの戦歿者の霊を慰める第八回戦歿者慰霊祭は十一月十九日ラジウム温泉で行なわれた。この日祭壇には二六七柱がまつられ、中川町長等幾多の来賓の追悼の辞に、特に遺児代表の、父さんに〝呼びかける〟辞に萬場は抑えきれぬ涙が一時に堰を切り、咽び泣く声は焼香終了後もしばし止えず、遺族代表の慰霊祭の謝意がのべられた後滞りなく閉幕された。（遺児代表村田千歳さんの追悼文朗読）

阿知須納税組合表彰さる

去る十一月二十四日山口税務署管内の納税功労者表彰式（団体及び個人）が同署で行なわれ、阿知須納税貯蓄組合（組合長磯金清雄氏）は、昭和二十七年に組合を設立以来、組合員に対する税知識の啓発指導並びに納税貯蓄準備預金の貯蓄勧奨に積極的に努力し、現在百二名の組合員を擁し、納税成績も常に期限内完納九十%を上廻る優良な組合である――との功績により管内一個人、二団体の一つとして表彰された。なお町内各区単位の納税組合表彰式は三月下旬の予定です。

家庭で健康で明るい

国民健康保険税

いよいよ本月から徴収

国民健康保険事業が十一月一日から始められましたが、いよいよ本年第一回の保険税を納入して頂くことになりましたこの保険税の算出根基は既に被保険者の方々は御理解の事と思いますが、納期限後になつても納入せられない時は他の町税と同様に財産の差押えというやむをえない法的措置をとることになつておりますので、毎納入日までにはお忘れなくお納め下さい。

なお、皆様御存知のことと思いますが、この国民健康保険はあくまで〝事業〟でありますので、一般の役場収支とは異なり、特別会計であるため、治療、保険税の納入等について特別の理解を持つて頂かなければ健全な運営は勿論のこと、保険税に必ず影響いたしますことを付け加えておきます。

新民生委員きまる

親身になつて相談

本年十一月三十日で任期満了となつていた私達の民生委員が、この程きまりました。皆様方の中で身にあまる悩みや苦しみのある方は最寄の委員さんに遠慮なく御相談し合つて、更生への道を拓いて下さるのが、私達の民生委員です。

新しい委員の顔ぶれ

（小古郷全区）松尾ミサヲ
（南北祝区）部坂　智成
（東恵比須鑢地区）中野　種次
（細田南北区）磯崎　彌作
（中村西条区）磯中　正雄
（浜寺河内区）河村　菊熊
（砂一砂二区）潮中　精一
（砂三飛石区）上村　梅一
（岩倉全区）上野　ナカ
（且全区）徳田　フミ
（赤浜井関区）米金　要作
（引野仙在向井関青畑区）釈野　章岳
（河内、野口、杜川区）梶間谷嘉一

よろこびとかなしみ

戸籍の窓口

（出生）

父　続柄　出生児　部落
西田範明　長男　光砂三
沖永　貫　長男　恭義　小西
原田克男　長男　正美　岩上

（婚姻）

夫　渡辺　保徳　赤迫
妻　山本　陽子　小野田
夫　平岩　稔　西条
妻　中村　信子　砂一
夫　松田　朝雄　旦西
妻　石川　義則　宇部市
夫　河村　弘之　楠町
妻　国重　和子　源河
夫　河崎　満　飛石
妻　小迫　三枝　宇部市
夫　中村　保二　浜
妻　西田　君江　砂二
夫　杉村　勲　小東
妻　中嶋　友枝　浜
夫　亀山　隆式　山口市
妻　竹重紀美江　門松
夫　有間　静夫　宇部市
妻　竹代　清子　西条
夫　工藤　真治　宇部市
妻　真重　笑子　細北

（死亡）

死亡者　死亡月日　年令　部落
伊藤　シズ　10・25　72　旦東
小林作太郎　10・25　55　青畑
吉村　好恵　10・28　63　西条
国重　伝一　10・31　59　源河
中村菅次郎　11・13　79　恵比須
徳永藤二郎　11・13　83　岩辻
原田　正美　11・18　1　岩上
亀村　浅吉　11・19　89　浜
石丸　晋甫　11・19　50　岩西
下野玉之進　11・20　60　岩西